



# 島根県報

令和2年8月18日（火）

第 133 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（森林整備課）	2

**【公 告】**

公共測量の終了	（技術管理課）	2
---------	---------	---

**【特定調達公告】**

高分解能分析走査電子顕微鏡の調達に係る一般競争入札の実施	（産業振興課）	3
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	5

**【正 誤】**

令和元年11月15日付け島根県報第56号中	（学校企画課）	8
令和元年6月11日付け島根県報第11号中	（人事委員会）	8

**告 示****島根県告示第523号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 伊野本陣	訪問介護	ヘルパーステーション 花鈴	出雲市美野町504番地	令和2年8月17日

**島根県告示第524号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社R o b s e	自立生活援助	自立生活援助 このは	島根県出雲市渡橋町1198番 地	令和2年8月1日

**島根県告示第525号**

令和2年島根県告示第462号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
浜田市弥栄町程原984-2、984-5	宮内 順子

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年3月31日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和元年11月23日から令和2年3月31日まで

## 3 作業地域

益田市赤雁町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

高分解能分析走査電子顕微鏡の調達 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

令和3年3月17日（水）

## (4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格の認定を受け、営業種目の大分類「4 機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が実施する物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 以上の全てを満たす者であって、令和2年9月18日（金）午後5時までに入札参加意向届出書及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。入札参加資格申請については、島根県ホームページで確認し、手続きを行うこと。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ

電話 0852-22-5293 F A X 0852-22-5638

## 5 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書の交付場所

本公告の日から令和2年9月18日（金）午後5時までの間、4の場所で交付する。

### (2) 入札説明会

実施しない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年9月18日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加意向届出書（以下「申請書」という。）及び応札仕様書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

### (1) 入札の日時、場所等

#### ア 日時

令和2年9月29日（火）午前11時まで

#### イ 場所

令和2年9月29日（火）午前10時までは4の場所とし、それ以降は(2)イの開札場所とする。

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年9月29日（火）午前10時までに到着していること。

### (2) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和2年9月29日（火）午前11時

#### イ 場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター 第1会議室

## 8 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当する

ときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。ただし、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A suite of high resolution analysis scanning electron microscope

(2) Time limit for tender : 11 : 00 a.m. September 29, 2020

(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. September 29, 2020)

(3) Contact point for the notice : Innovation Promotion Group, Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5293

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年8月18日

島根県警察本部長 堀内 尚

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借 1,029台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和3年3月1日から令和9年2月28日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

### 5 入札説明書の交付等

#### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年8月28日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

#### ア 交付期間

本公告の日から令和2年8月28日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 交付場所

4の場所

#### (2) 入札説明会

行わない。

### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年8月31日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 7 入札期間、開札日時等

## (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年9月10日（木）午前9時から同月11日（金）午後4時まで

## (2) 書面による入札の日時、場所等

## ア 日時

令和2年9月11日（金）正午まで

## イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年9月11日（金）正午までに到着していること。

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和2年9月14日（月）午後1時

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Laptop Computer for the Shimane Prefectural Police Information Network, 1,029 units

- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. September 10, 2020 to 4 : 00 p.m. September 11, 2020
- (3) Time limit for tender by bringing : At noon September 11, 2020  
(Bids by post must be received by noon on September 11, 2020)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,  
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

**正****誤**

令和元年11月15日付け島根県報第56号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
15	上から10	その月の勤務日の日数を基礎とした日割による計算によって得られた額	勤務1日当たりの報酬額に1箇月に勤務しなかった日数を乗じて得た額
	上から11	勤務1日当たりの報酬額に1箇月の勤務しなかった日数を乗じて得た額	その月の勤務日の日数を基礎とした日割による計算によって得られた額
	上から12	1箇月の	1箇月に

令和元年6月11日付け島根県報第11号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
22	上から3	その月の勤務日の日数を基礎とした日割による計算によって得られた額	勤務1日当たりの報酬額に1箇月に勤務しなかった日数を乗じて得た額
	上から4	勤務1日当たりの報酬額に1箇月に勤務しなかった日数を乗じて得た額	その月の勤務日の日数を基礎とした日割による計算によって得られた額